

令和 7 年度 静岡県災害廃棄物処理計画改定業務委託 仕様書

本仕様書は、静岡県が発注する「静岡県災害廃棄物処理計画改定業務委託」の企画提案募集及び業務委託に付す場合において適用される主要事項を示す。なお、当仕様書は業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、静岡県が作成する。

1 委託業務名

令和 7 年度静岡県災害廃棄物処理計画改定業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで

3 委託額上限

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業務目的

想定される大地震により発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、平成 27 年 3 月に「静岡県災害廃棄物処理計画」（以下「現行計画」という。）を策定し、国が策定する災害廃棄物対策指針の改定等を踏まえ、令和 2 年 7 月に現行計画の改定を実施した。

近年において、気候変動による突風・大雨等の自然災害が激甚化する傾向があり、県内においても、多量の災害廃棄物の発生事案が生じたことや、これまでの大規模災害を受けて国が策定したガイドラインなどを踏まえ、現行計画をより実効性のある計画にするため内容を見直し、改定を行う。

5 業務内容

以下に受託者が実施する業務の概要を示すが、企画提案内容により業務内容を一部変更する場合がある。

（１）現行計画改定に当たっての情報の収集等**①水害に係る災害廃棄物発生量の推計****ア 災害廃棄物の発生量の推計**

水害の規模や地域特性等の条件を基に複数の被害を想定し、自治体ごとの災害廃棄物発生量の推計を行うこと。なお、推計に必要となる情報のうち、県が所有する情報（データ）については、県に協議し、県から提供を受けることができる。

②現行計画の点検、見直し事項の抽出・整理、改定基本方針作成**ア 最新の知見の収集等**

国の災害廃棄物に係る指針や各種手引、法改正の検討状況等を参考に、現行計画の点検を行い、見直し事項を一覧で整理する。見直し事項の整理に当たっては、近年発生する風水害への備えや対応、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において判明した新たな課題に対する対応、その他の地震・津波災害に係る備えや対応を盛り込むよう留意すること。

また、令和 6 年 8 月に日向灘の地震を受け、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発令されたが、臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が発令された場合

の県及び市町が対応することが望ましい事項等も併せて整理すること。

イ 改定に当たっての基本方針の作成

現行計画の改定に当たり、全体の構成や追加すべき項目を提案し、改定に当たっての基本方針を作成する。なお、基本方針の作成に当たっては、「災害廃棄物対策指針」や上記で収集・分析した最新の知見を基に、現行計画において見直しを図るべき点をまとめ、静岡県に示す。

③その他

ア 過去に行った業務において得られた知見等から、本業務を実施するに当たって提案可能な業務があれば、静岡県に提案すること。

(2) 災害廃棄物処理計画改定案等の作成

ア 改定案の作成

(1) で評価、検討した結果等を基に、静岡県災害廃棄物処理計画改定案を作成する。

現行計画の内容を最新の知見等を基に更新するとともに、水害に係る内容については、想定される災害廃棄物発生量や、発生量に応じて求められる対応等を水害編として取りまとめる。

イ 参考資料編の作成・編集

(1) で評価、検討した結果等を基に、現行の参考資料の更新を行う。また、市町における災害廃棄物処理計画の策定を支援するため、市町村の支援ツールとして水害編の計画策定マニュアルを提案・作成する。

ウ その他

(1) で評価、検討し、上記ア及びイの作成・編集に用いた情報等を資料として取りまとめる。

(3) 最終案の作成

ア 受託者は、県が有識者等に対して実施する意見徴収やパブリックコメントの結果並びに静岡県からの指示を反映し、計画最終案及びその概要版を作成する。

なお、最終版とは、令和7年度の環境審議会の配付資料とする「静岡県災害廃棄物処理計画（令和8年3月改定）（案）」のことを指す。

最終案及び概要版には、図表、写真、イラスト等を用いて、分かりやすさ・読みやすさに配慮した構成とすること。

6 業務スケジュール（予定）

時期	対応事項
令和7年8月中旬～	契約締結・業務計画書の提出
令和7年12月中順	改定素案完成
令和7年12月下旬	有識者への意見徴収
令和8年1月中旬	環境審議会報告
令和8年2月中旬	市町向け説明
令和8年3月23日まで	成果品納品

7 業務内容・進め方

(1) 業務計画書の作成

受託者は、契約締結後、業務を実施するに当たり、本委託業務の趣旨等を十分に把握した上で、全体業務スケジュールや業務実施体制を記載した業務計画書（様式任意）を作成し、委託者に提出すること。なお、業務従事者の中から、県との情報共有、業務の進捗状況の確認等を行う総括責任者を1名選任し、契約後、直ちに県へ通知すること。

(2) 定期的な報告・打合せ

受託者は、委託契約書及び本仕様書に基づき、静岡県と密接に連携をとり、その指示・及び監督を受けなければならない。また、業務における協議・打合せを定期的に行うほか、静岡県が必要とする場合は、随時検討内容や進行状況について協議・打合せを行い、資料や情報の提供を行うこと。

なお、協議・打合せの内容は、その都度受託者が議事録を作成し静岡県に報告すること。

(3) その他

この仕様書に定めのない事項、仕様書に明記していない事項及び業務の遂行上疑義が生じた事項については、県と受託者が協議して定めるものとする。

8 成果品及び提出

(1) 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|----|
| ①（仮称）「静岡県災害廃棄物処理計画（令和8年3月改定）」 | 1部 |
| ②本業務において収集・作成した資料 | 1部 |
| ③上記①、②のデータを記録した電子データ（DVD-R等） | 1部 |
| ④その他静岡県が指示したもの | 1部 |

(2) 提出期限

令和8年3月23日（月）まで

(3) 成果品の不備

受託者は、成果品に不備のある点が発見された場合は、契約終了後であっても、速やかに委託者の指示に基づき成果品を訂正し、改めて提出すること。なお、これに要する経費は受託者の負担とする。

9 著作権等

(1) 受託者が納品する成果物に係る一切の権利は、静岡県に帰属するものとし、受託者は静岡県の承認を受けずに使用、貸与及び公表することはできない。

(2) 成果物について、第三者が権利を有する著作物及び知的財産等が含まれる場合は、受託者はそれらの権利を侵害することがないように、必要な一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。

10 秘密の保持

(1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

11 その他

- (1) 委託業務について、一括して第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務を効率的、効果的に行う上で必要と思われるものについては、委託者と協議の上、書面による承諾を得ることにより、委託業務の一部を再委託することができるものとする。
- (2) 書面による承諾においては、受託者は、再委託の相手方、再委託する理由及び内容、契約金額、その他必要事項を委託者に提出すること。